

大阪公立大学における学生支援の内部質保証に関する方針

2022 年12月22日
教育推進本部会議

1 趣旨

本方針は、「大阪公立大学における内部質保証に関する基本方針」（以下「内部質保証方針」という。）に基づき、学生支援を担当する推進責任者（以下「推進責任者」という。）が実施する内部質保証に関し、必要な事項を定める。

2 自己点検・評価の実施

推進責任者は、教育推進本部会議において、学生支援に関する内部質保証を推進するため、「大阪公立大学大学評価基本方針」（以下「評価基本方針」という。）及び「大阪公立大学自己点検・評価実施要項」（以下「自己点検実施要項」という。）に基づき、概ね3年ごとに自己点検・評価を行う（内部質保証方針の4（1））。また、その前提として、内部質保証方針の4（2）に基づき、学生支援の状況について恒常的かつ継続的に点検・評価を実施する。

3 自己点検・評価の内容

概ね3年ごとに実施する自己点検・評価は、自己点検実施要項に基づき実施する。

4 点検・評価の項目

内部質保証の推進のため恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の項目は、次のとおりとする。なお、学生には外国人留学生を含む。

- (1) 学生生活に関する支援
- (2) 学生の課外活動に関する支援（施設含む）
- (3) 学生の経済に関する支援
- (4) 学生の心身の健康に関する支援
- (5) 学生の就職に関する支援
- (6) 障がいのある学生ならびにSOGI等に関する支援
- (7) 福利厚生施設及び留学生宿舎の管理運営の状況
- (8) 上記のほか、教育推進本部会議が必要と認めた事項を点検・評価の項目として加えることができる。

5 点検・評価の実施方法

推進責任者は、全学的に実施する学生調査及びアンケートを活用するほか、必要に応じて関係者（学生、卒業生・修了生等）から学生生活に関する意見を聴取するものとする。あわせ

て、法人評価、教員活動点検・評価等の学内の他の評価及び第三者評価の結果を自己点検・評価及びその前提として恒常的かつ継続的に実施する点検・評価に活用する。

6 点検・評価基準

恒常的かつ継続的に実施する点検・評価の基準は、次のとおりとする。

学生生活全般の環境を、安全面、経済面、心身の健康面、衛生面等の基準を用い多方面から総合的に評価する。

7 改善計画の策定及び実施、報告

(1) 恒常的かつ継続的な点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、評価基本方針及び「大阪公立大学大学評価による改善に係る基本方針」に基づき、推進責任者は、その措置について検討を行い、改善方策及びスケジュールを策定する。策定した改善方策等を大阪公立大学大学評価委員会（以下「大学評価委員会」という。）に報告する。

(2) 推進責任者は、大阪公立大学内部質保証会議より要請を受けた改善計画を実施し、大学評価委員会に改善の実施状況を報告する。

附 則

この方針は、2023 年4 月1 日より施行する。

附 則

この方針は、2023 年 11 月1 日より施行する。